

## 愛媛県教育委員会 1 月定例会議事録

### 1 開会の日時及び場所

平成29年 1 月17日（火）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 攝津眞澄

委員 丹下敬治 委員 清水慶子 委員 富永誠司

### 3 欠席委員

なし

### 4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一

指導部長 吉田慎吾

教育総務課長 高橋正範

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 芝 暢彦

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

### 5 会議の概要

#### (1) 開 会（午前10時00分）

（教育長） ただいまから、教育委員会 1 月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴をお願いいたします。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いします。

（教育長） 始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。

本日の議事のうち、議案第 1 号県立学校元職員の退職手当支給制限処分については、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

#### (2) 12月定例会議事録の承認

（教育長） 12月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） はい。

（教育長） 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

#### (3) 教育長報告

○県立学校におけるストレスチェックの実施結果について

（教育長） 県立学校におけるストレスチェックの実施結果について、事務局から報告をお願いします。

(教職員厚生室長) 県立学校におけるストレスチェックの実施結果について御報告いたします。

御手元の資料の5ページをお開きください。平成26年の労働安全衛生法の改正により、従業員数50人以上の事業所を対象に、ストレスチェックと面接指導を事業者へ義務付ける制度が創設されました。

県教育委員会では、義務付けをされていない教職員50人未満の学校・分校を含め、全ての県立学校で、ストレスチェックと面接指導を年に1回行い、教職員に自らのストレスの状況について気付きを促し、メンタルヘルス不調の予防につなげることであります。

また、これに加えまして、制度上は努力義務となっておりますが、ストレスチェック結果を学校ごとに集計・分析して、職場におけるストレス要因を評価し、各学校に職場環境の改善につなげてもらうこととしてあります。

次に7ページをお開きください。ストレスチェックは、この「職業性ストレスチェック簡易調査票」を用いて、産業医及び教職員厚生室の保健師が実施いたしました。質問内容は、大きく3つに区分され、Aは仕事のストレスの要因、Bは心身のストレス反応、Cは周囲のサポートに関するもので、Dの満足度2項目を加えまして、質問項目は合わせて57項目ございます。

1ページを御覧ください。ストレスチェックは、6月21日から9月30日までの間に実施しました。実施に当たっては受検率を高めるために、実施目的はメンタル不調の一次予防であり、検査項目はストレスの程度を評価するものであって、心の病かどうかを把握する検査内容にはなっていないこと、受検結果は本人の了解がない限り職場に知られないことなど、制度を十分に周知するとともに、人間ドック受診者を除き、ほぼ全員が受診する一般定期健康診断時に併せて、ストレスチェック調査票を回収いたしました。

その結果、県立学校の対象者4,019人のうち3,970人が受検し、98.8パーセントという高い受検率を達成することができました。このため、教職員自身にストレスへの気付きを促す上で、効果があったと考えております。

次に、2の(1)ですが、ストレスチェック結果の通知を受けた教職員のうち、高ストレス者と判定された本人から面接の申出があった場合には、産業医である健康管理医による面接指導を実施することになります。

本県県立学校の場合、高ストレス者と判定された者は、受検した教職員3,970人中、352人で、全体の8.9パーセントでした。この職業性ストレス調査票の評価基準では、高ストレス者は概ね10パーセント程度抽出される設定ですので、全国平均より低い結果となりました。

なお、高ストレス者からの申出による医師の面接指導は、各学校等に

において、現在実施中です。

次に、2の(2)の、集団分析の結果については、全国平均と比較して、職場で健康問題が生じるリスクは低く、概ね良好でした。

具体的に御説明しますと、仕事のストレス要因から予想される疾病休業などの健康問題のリスクについて、標準集団の平均を「100」とした場合、県立学校全体の仕事の量・コントロール健康リスクは「100」、職場の支援健康リスクは「87」、その2つから導き出される総合健康リスクは「87」であり、全国平均より13パーセント低い結果となりました。

2ページをお開き願いたいのですが、「職業性ストレスチェック簡易調査票」を用いた場合の集団分析は、「仕事のストレス判定図」を用いています。

このストレス判定図は、県立学校全体や各学校などの集団を対象として心理社会的な仕事のストレス要因の程度と、これらが労働者の健康に与える影響の大きさを評価するものです。ストレス判定図は、左側の仕事の量的負担と仕事のコントロール(裁量権)を要因として評価する「量-コントロール判定図」と、右側の上司の支援と同僚の支援の度合いから評価する「職場の支援判定図」からなっております。

県立学校全体の調査結果を判定図に黒丸で示し、それを赤く着色した菱形で示されている標準集団(全国平均)と比較することで、県立学校におけるストレス要因の特徴を知ることができます。

左側の「仕事の量・コントロール」は、全国平均並み、右側の「職場の支援」は、横軸の「上司の支援」・縦軸の「同僚の支援」ともに、全国平均より点数が高いことから、支援が得られていることがわかります。

また、判定図上の斜めの線は、そのストレス要因から予想される疾病休業などの健康問題のリスクについて、標準集団の平均を「100」として10パーセントごとに示しています。

御覧いただくと分かる通り、左側の「量-コントロール判定図」では、横軸の「仕事の量的負担」は点数が高いほど、逆に、縦軸の「仕事のコントロール(裁量権)」は点数が低いほど、仕事上のストレスが生じやすい環境にあると考えられます。従って、斜め右下に行くほど、160、170、180と、健康リスクを表す点数が高くなっており、職場で健康問題が生じている可能性が高まります。

一方、右側の「職場の支援判定図」では、横軸の「上司の支援」の点数が低いほど、同じく、縦軸の「同僚の支援」の点数が低いほど、仕事上のストレスが生じやすい環境にあると考えられ、斜め左下に行くほど健康問題のリスクが高まります。

例えば、集団の状況を示す黒丸の位置が「120」と書かれた斜めの線上にある場合は、その集団で健康問題が生じるリスクが、全国平均と比べて20パーセント高いと判断されます。そして、そのリスク値が「120」を超える場合は、職場で健康問題が生じている可能性があるため、何らか

の対策が必要、また、「150」を超える場合には、既に健康問題が顕在化しており早急な改善が必要とされています。

本県県立学校の場合は、先ほど健康リスク値を御説明したとおり、左側の「量・コントロール判定図」では、黒丸が斜め線「100」の位置にあり、右側の「職場の支援判定図」では、黒丸が「80」と「90」の間、「87」の位置にあるので、いずれも「120」を下回っていることから、職場で健康問題が生じる可能性は低いこととなります。

1 ページにお戻りください。これを学校ごとに分析すると、総合健康リスクが「100」を超える学校は、2校ありましたが、最大の学校が「107」で、「120」より低いことから、どの学校も特に問題はないと考えています。

なお、集団ごとの集計・分析の結果は、集団管理者の評価等につながり得る情報であることから、国の指針により、制限なく情報共有してはならないとされており、このため、県教育委員会においても、ストレスチェック実施者である産業医・保健師など一部の職員のみが全ての学校のリスク値を把握しているだけであり、学校名を公表することは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

資料に戻りまして、仕事の量・コントロール判定図の健康リスク値が「100」を超える学校は23校ありましたが、最大の学校が「111」で、これも「120」を下回っており、問題はないと考えています。

また、職場の支援判定図の健康リスク値が「100」を超える学校はございませんでした。

次に2 ページですが、仕事の量・コントロール判定図の健康リスクについて種類ごとに分析してみますと、まず「校種別」では特別支援学校、「年代別」では30代と40代、「職種別」では教諭が標準値の「100」を若干超えており、ストレス度合が全国平均より高いという結果でした。

続きまして、3 ページのストレス要因別分析結果を御覧ください。これは、「ストレスの原因となる因子」、「ストレスによって起こる心身の反応」、「ストレスに影響を及ぼす因子」の各種尺度について、県立学校全体と全国の標準集団の平均点数を比較したものです。棒グラフは、左に棒が伸びているほど、全国平均より悪い、逆に、右に伸びているほど、全国平均より良いことを示しております。

御覧いただいて分かりますとおり、県立学校全体では全国平均と比べて、ストレスの原因となる「仕事の量的負担」や「身体的負担度」がやや高いことから、心身の反応として「疲労感」や「身体愁訴」が現れていること、「職場での対人関係」は良好で、「上司からのサポート」と「同僚からのサポート」が得られている、また、「仕事の適性」や「働きがい」があり、「仕事の満足度」が高いことなどが読み取れます。

なお、今後、職場においてストレスチェックの結果を活用していただくため、各学校に対して資料2 ページの仕事のストレス判定図を用いて、

県立学校全体とその学校の健康リスクの状況を知らせるとともに、4ページの表、これは本県教育委員会が独自に作成したものでございますが、本県県立学校の平均と比較した場合の各学校のストレス度合いについて、県立学校平均より良いものは「晴れマーク」、平均より悪いものは「傘マーク」で示すとともに、職場環境改善のためのヒントを掲載したこの資料を学校ごとに作成し、1月下旬までに通知する予定としております。

各学校においては、こうしたストレスチェックの集団分析の結果だけではなく、日常の職場管理で得られた情報や、個別面談・コミュニケーションで得た情報、衛生委員会による職場巡視の結果などを加味して、必要に応じて職場環境の改善を図っていただくこととしております。

説明は、以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) ストレスチェックの高ストレス者は全国平均より低いという結果ですが、対人関係、特に上司・同僚からのサポートがあったり、仕事の満足度が高いという面があるため、そういう結果になったと思います。ただ、総合健康リスクが「100」以上の学校が2校あったり、仕事のコントロールの面で健康リスクがある学校が23校あったりします。特に30代40代の特別支援学校のストレス度が高いという結果も出ています。何らかの県の支援や、今でも加配されていると思いますが、講師の加配などそういう面で考えていただきたいと思います。と思っております。

(教職員厚生室長) 先ほど、仕事の「量－コントロール判定図」の健康リスクで種類別について、簡単に御説明いたしました。もう少し細かく御説明いたしますと、校種別では特別支援学校が全国平均より高いという結果でしたが、この仕事の量・コントロール判定図というのは、「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」両面から見るようにしております。内容を見ますと、特別支援学校の場合には、「仕事の量的負担」については全国平均と同レベルですが、「仕事のコントロール（裁量権）」の方が全国平均より悪いということで、ストレスとなっているということです。これは、どうしても特別支援学校の性質から自分のペースで仕事ができないとか、いろいろな面があると思います。

年齢が30代、40代、「種類別」の教諭については、「仕事のコントロール」を見るとやや全国平均より点数が高いですが、どちらかというところ、「仕事の量的負担」の点数が高くなっています。つまり、多忙が原因ということで、そういう点では業務の改善等いろいろ工夫して、仕事量を減らすように学校に配慮をしていただく必要があるのではないかと考えております。

(攝津委員) 特別支援学校の30代、40代の先生のストレス度が高いということで、特別支援学校を視察させていただくと、児童・生徒とマンツーマンで触れ合う機会が多く、そういったことが影響しているのかなと

思いました。管理職の方の方が健康リスクが高いと思ったのですが、県立学校の表を見ると、管理職の方の方が健康リスクが低いようなので安心しました。管理職の方が精神的にしっかりされていると、下の教職員の方の心も安定するのかなと思いました。

学校訪問で校長先生とお話しする機会があるのですが、校長先生は他校の校長先生と情報交換をされたりして、お互いに協力関係が築けているようで安心しております。

(関委員) 受検者の方についてお伺いしたいのですが、受検率は98.8パーセントと高いのですが、受検されなかった方は特に問題がなかったのでしょうか。本人の意思で受けないと言われたのか、そのほかの理由があったのかをお聞きしたい。

仕事の量とコントロールの判定の中で健康リスク値が「100」を越える学校が23校ということで、仕事の量的負担、身体的負担が疲労感や身体愁訴につながっているということでした。経験が量的負担を補う面もあると思いますが、これは内容をよく調べておかないと、同じ量の仕事をしても負担に感じていない人もいると思うので、一概にストレスチェックだけして済ませるのではなく、内容別によく分析をされて、業務の中身で負担度を検討する、軽減していくということが必要だと思うのですが、今後その辺りについて、対応をとられるのであればお伺いしたい。

(教職員厚生室長) このストレスチェックについては、事業者としては実施をしなければなりません、受検者(教職員)が回答するかは任意となっております。ただ任意とは言え、教職員御自身にストレスの度合いを客観的に見ていただくために受検を勧奨した結果、受検の割合が高くなっております。100パーセントになっていないのは、細かく分析はしておりませんが、既に精神的な面で病院に掛かっている方は状況が分かっているので受検しなくて構わないということもありますし、受検は個々人に任せているということがあります。ストレス結果については本人の了解がなければ管理職に知らせることはないということは周知してはいるのですが、今回の結果で管理職に勝手に知られることはないことを全員に分かっていただけたと思いますので、安心感を醸成することで、次年度以降、受検率を100パーセントに近づけられるようにしていきたいと思っております。

ストレスチェックというのは、個人の主観で記入しております。このため、同じストレスを受けても個人によってストレスの受け止め方や反応には個人差がありますので、結果的に高ストレス者になっていないということも考えられます。ただ、現に昨年度の小中学校も含めた公立学校教職員で言うと精神疾患による病気休職者が46名ございました。実際には、そういうふうに休職されている方もいますし、そこまでいっていないが体調を崩されている教職員も相当数いると思います。そういう点ではやはり、その各職場の校長等の管理者が日頃の教職員の表情や勤務

状況、仕事の内容、その方の能力、いろいろなことを勘案しながらコミュニケーションを十分取っていただいて、早めに対処していただくことが休職者を減らすことにつながると思っていますので、全ての職員のメンタル不調の未然防止を管理職、まず、校長にお願いしたいと思っております。そのための手引書として、平成26年度に「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック」を作っております。これには、どういう症状が表れた時には気を付けるべきとか、そういう時にはどういうふうに声掛けをしたらいいか、それから具体的に本県の教職員でメンタル不調に陥った事例も出ております。こういったものを参考にさせていただいて、各学校でメンタル不調の未然防止に取り組んでいただけたらと思っております。それに併せて教職員厚生室の方でも「心と体の健康相談」を設けておまして、それを積極的に利用していただくようにこれからも周知していきたいと考えております。

(富永委員) 職場環境改善のためのヒントというのがありますが、この中にストレスの原因となる因子の身体的負担度と、ストレスによっておこる心身の反応として疲労感、身体愁訴というのがありますが、以前、有給休暇が取れているか取れていないかということが、学校別にデータが出ておりました。それと相関関係があるのか、実際リフレッシュできる環境にないから、この3つが尺度として残っているのではないかとちょっと思ったのですが。

(教職員厚生室長) こちらでは各学校の有給休暇の取得率は把握していませんが、各学校では教職員ごとの有給休暇の日数は分かっておりますし、身体的負担度が平均値より高ければ、有給休暇が十分取れていないとか、上司・同僚・校長からの支援が得られていないからなのかなどそういったところをそれぞれ考えていただいて職場環境の改善につなげていただこうと考えております。

(富永委員) せっかく費用を使って調べられているので、断片的に1個の問題を採り上げるのではなく、総合的に調べられたことをつなぎ合わせて、全体的に一つのものにしていかないと費用がもったいないと思います。その辺りを考えていただきたいと思っております。

(攝津委員) 生徒だけではなく先生方も結構保健室にいらして、いろいろ話を聞いたりすることもあると養護の先生からお聞きしました。養護教諭もしっかり教職員とお話しをされて、相手の不調を感じたら管理職に情報を知らせるといったコミュニケーションを取っていただきたいと思っております。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) いずれにしましても貴重なデータを、労力を掛けて教職員から得たわけですので、とにかく学校現場でうまく生かしていただきたい

と思います。よろしくお願ひいたします。

○公文書公開決定に対する審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会からの答申について

(教育長) 公文書公開決定に対する審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会からの答申について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 検定中教科書の閲覧に関する文書一切に係る部分公開決定に対する審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会から答申がありましたので、報告させていただきます。

この審査請求は審査請求人からなされた公文書公開請求に対し、昨年4月13日に教育長が行った部分公開決定を不服とするものであり、7月1日になされたものであります。

愛媛県情報公開条例に基づく公開決定等に対し、不服申立てがあった場合は同条例に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、7月28日に諮問していたところ、このたび、同審査会から答申がありました。

審査会の結論は、「別表に掲げる文書を本件対象文書に含まれるものとして、特定の個人が識別できる情報を除き公開すべきである。」というものであり、その理由につきましては、公開されていない公文書の公開を求めるものについては、関係書類を調査した結果、本件公文書として認められる文書が存在し、当該文書が審査請求人の後日の請求により、一部を除き公開されていることから、本件公開請求と認められ、教育長が本件公文書を非公開とした決定は妥当ではない。

また、非公開とした部分は個人情報であると認められ、教育長が部分公開とした決定は妥当である、というものであります。

なお、本件処分において、請求された公文書の特定に当たっては、対象文書に該当すると思われるものは、当初の請求時に確実に特定すべきであった。決定通知書の記載については、請求者において、いかなる情報が非公開とされるのかが正確に分かるように個別具体的に明記されるべきであったと付言されております。

本件審査請求は、行政不服審査法に基づくものであり、今後、同法に基づき、教育委員会が審査庁として、この答申を尊重して、裁決を行うこととなります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございますでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○公文書非公開決定に対する審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会からの答申について

(教育長) 公文書非公開決定に対する審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会からの答申について、事務局から報告をお願いします。



(高校教育課長) 高校生の政治活動に係る公文書非公開決定に対する審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会から答申がありましたので、報告させていただきます。

この審査請求は審査請求人からなされた公文書公開請求に対し、平成28年3月31日に教育長が行った非公開決定を不服とするものであり、同年5月31日になされたものであります。

愛媛県情報公開条例に基づく公開決定等に対し、不服申立てがあった場合は、同条例に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、7月25日に諮問していたところ、12月に同審査会から答申がありました。

審査会の結論は、「非公開決定を取り消し、対象の公文書(別表の14文書)を公開すべきである。」というものであり、その理由については、本件公開請求対象文書の特定は、請求者へ意思確認を行った上で、判断すべきであったものと言わざるを得ず、本件請求文書について不存在を理由として非公開とした決定は妥当ではない、関係書類を調査した結果、「一切の文書」と認められる文書は別表のとおりであり、教育長が本件公文書について不存在を理由として非公開とした決定は妥当ではない、というものであります。

なお、「本件処分において、請求された公文書の特定に関する必要な意思確認を請求者に対して行わず、文書を不存在としたことは、公文書公開のあり様として不適切なものである。」と付言されております。

本件審査請求は、行政不服審査法に基づくものであり、今後、同法に基づき、教育委員会が審査庁として、この答申を尊重して、裁決を行うこととなります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは教育長報告につきましては、以上で終了いたします。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

#### (4) 議案審議

○議案第1号 県立学校元職員の退職手当支給制限処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 平成28年4月に愛媛県公安委員会からストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する禁止命令を受けていたにもかかわらず、同年11月に被害者の立ち回り先付近をはいかいし、被害者の自動車を見張るなどした同法違反により、懲役6月、保護観察付き執行猶予3年の判決が確定し、地方公務員法第28条第4項の規定により失職した県立学校元主任業務員に対し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規

定により、退職手当等の全部を支給しないこととする原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(副教育長) 教職員の不祥事が相次いでおり、誠に申し訳なく、遺憾である旨を述べる。

改めて教職員に対し、綱紀粛正の徹底を図るため、臨時の校長会を本日午後から順次開催し、再度気を引き締め、保護者や地域、児童生徒の期待や信頼に応えられる学校づくりを進めていく旨を述べる。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉 会 (午前10時43分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会1月定例会を閉会いたします。